

一般社団法人全日本テコンドー協会 行動規範

一般社団法人全日本テコンドー協会（当協会）では、テコンドー（跆拳道）の「道」には、「正しき道を歩む精神」と解している。当協会の正会員、役職員、個人会員（選手・指導者）、専門員会の委員、審判員その他当協会が統括するテコンドーに関わる者（以下総称して「当協会の構成員等」という。）は、競技活動のみならず日常生活全般においても、自らを律して、正しき道を歩み、テコンドーの品位を維持し、かつ信頼と尊敬を得られるよう努めなければならない。

以上のことを達成するために、当協会の構成員等が遵守すべき行動規範を制定する。

I 基本原則

1 法令及び規程等の遵守

当協会の構成員等は、法令及び当協会が定める定款・各種規程並びに本行動規範に従って行動しなければならない。

2 罰則

(1) 法令、当協会が定める定款・各種規程又は本行動規範に違反した者に対しては、定款及び賞罰規程に従って、違反の程度に応じて、処分が下される。

(2) 他の者を誘って違反をさせた者について、違反をした者と等しく処分が下される。

3 研修への参加義務

当協会の構成員等は、当協会が主催するガバナンス及びコンプライアンスその他各種研修に積極的に参加しなければならない。

II 当協会の構成員等が禁止される行為

倫理規程第 4 条に定めるとおり、次の行為が禁止されている（各項ごとに禁止される行為の具体例を併せて示す）。

1. 暴力、セクシュアル・ハラスメント又はパワー・ハラスメント

- 一切の暴力が禁止される。
- 「愛の鞭」や「指導」の名の下であっても暴力は許されない。
- 指導者等の権力を背景に、選手の意に反することを強いることはハラスメントとして許されない。

2. 差別
 - 人種、性別、信条、思想、宗教、身体的特徴、経済的事情、家庭的
事情、学歴等によって差別してはならない。
3. 名誉毀損又はプライバシー侵害など人権侵害行為
 - 他人の名誉を害し、プライバシーを暴露するなど他人の人格を傷
つける行為を行ってはならない。
4. ドーピングその他禁止薬物の使用
 - WADA 規程で禁止される薬物を使用・所持・取引してはならない。
 - 法令で禁止されている覚醒剤や麻薬等の違法薬物を使用・所持・取
引してはならない。
5. 違法な賭博若しくは八百長又はこれらに何らかの形で関与すること
 - 違法な賭博は禁止される。
※ 適法な賭博（法令で認められた競馬、競輪、競艇、オートレース、toto
など）を禁止するものではないが、節度を持って行うものとし、JOC や
JSC 等からの補助金・助成金を原資としたり、常識を逸した金額を賭け
て競技活動及び私生活を危機に晒してはならない。
 - 八百長に関与してはならない。
 - 無気力試合をしてはならない。
6. 職務やその地位を利用して自己の利益を図ること、又はこれを斡旋若
しくは強要すること
 - 当協会における地位を利用して、当協会と取引契約を締結するこ
とを第三者に働きかけたり、その見返りとしてリベートを得るな
どの行為をしてはならない。
7. スポーツ・インテグリティ（スポーツの高潔性）を害する行為
 - 未成年者は、飲酒・喫煙をしてはならない。
 - 無免許運転や飲酒運転をしてはならない。
 - 以上のほか公共の施設や乗り物などにおいて定められているルー
ルなど社会規範に違反する行為をしてはならない。
8. 補助金、助成金等の経理処理に関し、一般に公正妥当と認められる会計
基準その他の会計の慣行及び補助先、助成先等が指定する経理処理要
項等に基づかない不適切な経理処理

- 架空の領収書の作成・提出、水増し請求など事実に基づかない経理処理をしてはならない。
 - 一定の目的で当協会から交付された金員を他の目的に流用してはならない。
9. 社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と関係を持つこと
- 暴力団や犯罪組織など反社会的勢力及びその関係者と一切関係を持ってはならない。
10. 前各号に定めるほか当法人の定款若しくは諸規程又は法令に違反する行為

III 強化指定選手及び日本代表選手並びにこれらの指導者の遵守事項

当協会が指定した強化指定選手及び当協会が選考した日本代表選手並びにこれらの指導者について、日本を代表する競技者・指導者として遵守すべき事項を定める。

1. 強化又は日本代表チームの活動・行事（合宿、練習、ミーティング、記者会見、壮行会等をいう。以下同じ。）には必ず参加すること。ただし、やむを得ない事情がある場合は、強化委員長に申し出て承認を得なければならぬ。
2. 強化又は日本代表チームの活動・行事において、監督もしくはヘッドコーチにより定められた時刻（集合時間、門限等）を厳守する。
3. 当協会主催・後援の競技会、世界テコンドー連盟（WTF）や各オリンピック委員会（IOC、JOC等）その他のスポーツ団体が開催する競技会において、指定された衣服を着用しなければならない。
4. 強化指定選手又は日本代表選手の名誉と信用を損なうようなスポーツマンシップに反する発言や行為をしてはならない。
5. 日本の代表にふさわしい清潔感のある服装を基本とする。
6. 喫煙・飲酒は、マナーと節度を保って行う。大会・合宿期間中の喫煙・飲酒は、選手のパフォーマンス、選手と指導者との信頼関係及びチームの和を乱さないよう十分配慮する。
また、喫煙・飲酒が禁止されている施設にタバコ（電子タバコを含む）・酒類を持ち込んではいない。

7. 当協会が発する注意事項や監督・コーチの指示に従わなければならない。
8. 強化又は日本代表チームとしての合宿及び大会期間中の宿舎においては、緊急事態の場合を除き、男子選手は女子選手の部屋へ、女子選手は男子選手の部屋には立ち入らないこととし、チームメイトとしての交流は共有のスペースで行う。
9. ソーシャルメディア（ブログ、Facebook、Twitter等）の利用にあたっては、自己の言動が社会から注目されていることを常に念頭に置いて、節度を保った利用を心がけ、不平不満、他人の誹謗中傷、権利侵害、政治的又は宗教的な内容の投稿を行ってはならない。参加しようとする競技会においてガイドラインがある場合は、これにも従うものとする。
10. 日常生活においても、一般常識、マナー、エチケットをわきまえて行動しなければならない。
11. 毎日、コンディショニングアプリにて指定された項目（体重、体調、モチベーション、練習強度、疲労度、怪我の状況、ドーピングの居場所情報登録、女性アスリート項目等）を入力しなければならない。

《Ⅲの遵守事項に違反した者に対する処分》

- (1) Ⅲの遵守事項の違反者に対して、処分規程に従って、違反の程度に応じて、処分が下される。
- (2) 前項の定めにかかわらず、Ⅲの11項に関して、正当な事由がある場合を除き、コンディショニングアプリに必要な項目の入力を月に3回怠った場合は、翌月に開催される強化合宿に参加することができないものとする。なお、正当な事由とは、体調が著しく不良で体調管理ができない場合やコンディショニングアプリに入力した情報がデータベースに反映されないネット環境が悪い地域に滞在する場合など入力できない状況が存在し、そのことについて事前に強化委員長の許可を得た場合をいう（事前に許可を得ることができない場合は事後速やかに強化委員長の許可を得る）。
- (3) 上位(2)に対する不服の申立てについては、スポーツ仲裁規程を適用する。

附則〔平成28年8月6日制定〕

この行動規範は、平成28年8月6日から施行する。

附則〔平成29年3月25日改正〕

平成29年3月25日付けの平成29年度3月臨時理事会において承認されたII7項及びIII6項の改正は、同日から施行する。

附則〔平成30年3月10日改正〕

平成30年3月10日付けの定例理事会において承認されたIII5項の改正は、同日から施行する。

附則〔平成30年5月19日改正〕

平成30年5月19日付けの定例理事会において承認されたIII6項及び《IIIの遵守事項に違反した者に対する処分》の改正は、同日から施行する。